


# 容器包装(紙製)


 **マークが目印です!**

※燃やせるごみで出さないでください。

**無料**

《集積所への出し方》

透明か半透明の袋または紙袋に入れて出してください(紙ひもで縛って出すこともできます)。

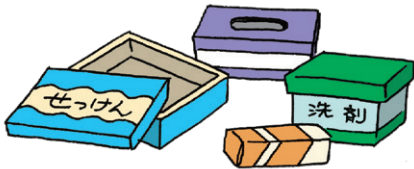
- 紙製でメーカーや販売店が商品を入れていた容器や、包んでいた包装のことです。
-  の表示マークがついているものは容器包装(紙製)です。マークのないものは、それぞれの材質によって分別してください。

## 対象になるもの



識別マークの  
ついているもの

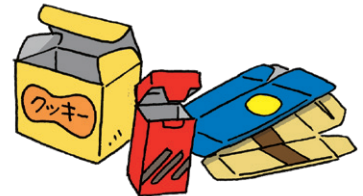
- 紙箱
  - ティッシュやたばこの箱
  - お菓子の入れ物
  - 包装紙
  - 紙袋
  - ビール等の6本パックの外包装
  - 紙製の米袋
  - 薬局の薬の紙袋
  - Yシャツなどの台紙
- など



- 洗剤、歯みがき粉、石けん、ティッシュなどの箱



- カップめん、アイスクリームなどの紙製の容器やふた




- 菓子箱や冷凍食品などの箱



- 酒類やジュース類の紙パックで中にアルミが貼ってあるもの



- 商品購入時の包装紙や紙袋

 マークがついているものや商品が入っていたもの、包まれていたものは、容器包装(紙製)の対象です。段ボールに似ていても、マークがついているものがありますので、ご注意ください。

**注意!**

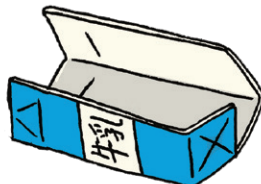
### 対象とならないもの

- 紙くず……………「燃やせるごみ」へ
- 封筒……………「雑誌類」へ
- 汚れているもの……………「燃やせるごみ」へ
- 紙製の芯(トイレトーパー、ラップ、アルミホイルなどの芯)など……………「燃やせるごみ」へ



## 牛乳パックはリサイクル推進店へ

牛乳パックは店頭回収していますので、できるだけリサイクル推進店へ出してください(P18参照)。



牛乳パックは洗って開いて出してください。